

第5回商標制度小委員会 議事概要

令和元年8月30日に開催された産業構造審議会知的財産分科会第5回商標制度小委員会における、議題2「店舗の外観・内装の商標制度による保護等について」の議事概要は以下のとおり。

1. 対応の方向性について

立体商標を出願する際に「商標の詳細な説明」を必要に応じて願書に記載できるようにすること、及び、立体商標を願書の商標記載欄に記載する際に標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等の記載方法を認めることについて、省令を改正する方向性が了承された。

また、事務局から提案した対応の方向性に基づき、商標審査基準ワーキンググループにおいて、以下の点について検討することが了承された。

- 省令改正に伴う審査運用
- 立体商標において、店舗の内装の端が商標記載欄に収まらない場合等の課題
- 店舗の外観・内装に係る識別力・類否判断等についての審査運用の明確化

2. 各委員からのその他の指摘事項

- 商標見本に複数の可能性ある配置なども表せるような形で、複数枚の商標見本を提出できるようにしてはどうか。そうすることで、第三者が商標のコアになる部分を理解しやすくなり、使用証拠としても認定しやすくなるのではないか。
- 内装については、複数の画像により全容が把握できる状態で登録する又は収まっていない部分については権利主張しない旨を意思表示させる等、不明確な商標権が生じないよう留意すべきではないか。
- 店舗の外観・内装からなる立体商標について、商標の詳細な説明をどこまで書けば商標記載欄の商標が特定されるのか。
- 識別力についてのハードルをどの程度に設定するのか。奇抜で魅力的な店舗外観があった場合に、例えばそれが未使用だということで、識別力が一律にないという対応になるのかどうか。
- 立体商標の物・商品の形自体、包装の形自体については、第三者が利用せざるを得ない場合等がある。識別力のハードルを変えないという提案に賛成。
- 審査基準の検討にあたり、店舗の外観・内装の商標としての使用が商標法上の使用の定義のどの条項に該当するかも明確にすると、利用者にとって分かりやすいのではないか。